

## 第23期第6回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成29年11月24日(金曜日) 15:30~16:25

(2) 会議の場所 ユアーズ 2階 白鷺の間

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫
第10番	藤田幸隆		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第15番	久枝啓一
第7番	高橋眞次		

#### (3) 欠席委員 2人

推進委員 第13番 飯尾象司

推進委員 第14番 西原實

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	横川俊彦
事務局次長	原道樹	農政係長	山之内奈緒美
農地係長	田中賢禪	主事	池田有里

4 傍聴者  
なし

5 議事日程  
農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
平成29年新居浜市農業委員会業務報告について  
その他



13時30分開会

**○原事務局次長** 御起立ください。礼。御着席ください。  
総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。  
農業委員19人・推進委員13人でございます。  
よって、過半数に達しており、この会が成立していることを  
御報告いたします。  
それでは、会長よろしくお願ひします。

**藤田会長** 皆さん、こんにちは。  
朝夕、大分寒くなって参りました。我々、23期の農業委員、  
推進委員が発足してから約4か月が経過しました。前回から引  
き続き委員をされている方もいれば、今回はじめて委員になら  
れた方もいます、今回からの委員の方には、耳慣れない言葉も  
沢山あるかと思いますが、一緒に取り組んでいって頂ければ  
と思います。それでは、ただいまから平成29年 第6回新居  
浜市農業委員会 総会を開会いたします。

本日の議事につきましては、まず、農地関係の議案につつま  
しては、議案第1号から議案第3号までとなっております。

その後、農業委員会業務報告及びその他となっております。  
なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第  
19条の規定により、会長において小野春雄委員と曾我部英敏  
委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたしま  
す。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事項となっております。加えまして報告事項1件、参考事項1件ございます。

1 ページを御覧ください。

議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**○原事務局次長** 議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第3番及び第4番の2件でございます。

2 ページをお開きください。

第3番につきましては、第4番及び議案第2号第21番と譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第3番は萩生字治良丸、畑、2筆、2筆の合計面積802平方メートル、第4番は萩生字治良丸、畑、1筆、面積760平方メートル、5ページをお開きください。

議案第2号第21番は萩生字治良丸、畑、1筆、面積511平方メートル、譲受人は市内在住の（1－1）さんです。

譲受人は現在、1反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、3筆の農地については使用貸借する目的で、またもう1筆の農地については、譲渡人が高齢で市外在住のため管理が困難なことから、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、果樹の栽培を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第3番及び第4番並びに議案第2号第21番につきましては1ページ目となっておりますので、併せて御覧いただきますよう

お願いいたします。

御審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります西原委員が欠席ですので、関連議案であります議案第2号21番についても一括して事務局より、報告いたさせます。

**○原事務局次長**

地元委員の西原委員から、申請地につきましては、きちんと管理及び耕作されている農地で、いつでも耕作できる状態であり、地域との調和要件も特に問題なく、また、譲受人は耕作意欲もあることから、許可しても支障がないとの報告書をいただいております。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、議案第1号3番及び4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**○原事務局次長**

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第19番から第21番までの3件でございますが、先程第21番については説明させていただきましたので、残りの2件について説明させていただきます。

第19番は萩生字岸ノ下、田、3筆、3筆の合計面積1,235平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、6反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲

作を予定しております。

第20番は本郷三丁目、畑、3筆、3筆の合計面積1,683平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在、4反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、引き続き果樹の栽培及び季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第19番につきましては2ページ目、第20番につきましては3ページ目となっておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

御審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、19番については、地元委員であります合田有良委員より、20番については、池田辰夫委員より御報告をいただきます。

21番につきましては、議案第1号で報告済ですので省略させていただきます。

合田委員よろしく申し上げます。

**合田委員**

19番について申し上げます。3年程前から、譲受人が今回の申請地の隣接農地を取得し、きちんと稲作をしております。今回、譲渡人は高齢で耕作が難しいということで、譲渡人は兼業農家ではありますが、父親と共に農業を営んでおりますので、労働力面からみても、問題ないと思います。御審議の程、よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。続きまして、池田委員。

**池田委員**

20番について、ご報告させていただきます。申請地につき

ましては、カキやミカン等の果樹及び季節野菜の栽培をしております。地域の調和についても問題ないことから、今回の申請について、許可相当と考えております。御審議の程、よろしくお願いたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、議案第2号19番から21番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**○田中係長**

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、11件です。

7ページを御覧ください。

165番、多喜浜三丁目、畑1筆、譲受人は、(3-1)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

166番、萩生 字治良丸、畑1筆、譲受人は、(3-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

167番、神郷二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-3)さん。

内容は、自己住宅 81.98平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

8ページをお開きください。

168番、八幡一丁目、畑5筆、譲受人は、(3-4)さん。

内容は、長屋(2棟) 465.21平方メートル、一体利用地として、宅地 3.75平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である

第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

169番、田所町、田1筆、譲受人は、(3-5)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟) 227.36平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

170番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(3-6)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

9ページを御覧ください。

171番、萩生 字旦ノ上、畑1筆、譲受人は、(3-7)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

172番、萩生 字旦ノ上、畑2筆、譲受人は、(3-8)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

173番、高田一丁目、田3筆、譲受人は、(3-9)さん。

内容は、自己住宅 74.44平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

174番、郷二丁目、田1筆、譲受人は、(3-10)さん。

内容は、建売住宅(3戸) 183.61平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

175番、神郷二丁目、畑2筆、譲受人は、(3-11)さん。

内容は、自己住宅 115.10平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、165番から175番の事案の一般基準につきまして、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願いしま

す。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、165番から175番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページを御覧ください。

報告事項1「農地所有適格法人の平成28年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

**○横川事務局次長** 農地所有適格法人の平成28年度事業報告について御報告いたします。

まず、2番、(4-1)氏及び3番、(4-2)氏から、農地所有適格法人報告書が提出されましたのでその内容を報告します。

農地所有適格法人の要件である法人要件については、両者とも法人形態は株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であるため要件を満たしております。

次に事業要件については、平成28年度の決算報告書によりますと、両者とも農業関係の売上が過半を占めているため、この要件を満たしております。

次に事業要件については、(4-1)の株主は5名であり、5名とも農業常時従事者であるため、要件を満たしております。また(4-2)の株主は2名であり、2名とも農業常時従事者であるため、要件を満たしております。

最後に経営責任者要件については、(4-1)、(4-2)ともに役員の総数が常時、農業及び農作業に従事しているため、要件を満たしております。



以上により、（４－１）及び（４－２）が、農地所有適格法人として必要な四要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

１２ページをお開きください。

参考事項１は、農地法第１８条第６項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、１６時００分から総会を再開いたします。

(暫時休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に報告に移ります。総会資料の１ページをお開きください。

平成２９年７月２０日から、本日までの業務について報告いたします。

まず、(1)会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月開催されており、８月は２８日、９月、１０月は２７日に、それぞれ東京第一ホテル松山で開催され、私が出席し、農地法第４条、５条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

また、８月３０日には、平成２９年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会が西条市農協会館で開催され、委員２８名が参加いたしました。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を、８月７日及び１１月５日に開催いたしました。

次に、(2)総会及び農政関係の開催状況、２ページには、(3)農地関係の開催状況で、報告書のとおりですので、お目通しください。

い。

次に、3ページのイの農地の権利移転・設定状況、4ページの、ウの農地の転用取扱状況につきましても、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明につきましては1件でした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、農地法適用除外証明4件、転用確認書交付証明11件、農業用施設証明4件、競売適格証明0件、その他諸証明11件でした。

最後に、カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

以上で、会長報告を終わります。

報告事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

質問がないようですので、次に平成30年行事予定について、事務局に説明いたさせます。

**〇山之内係長**

平成30年行事予定について説明いたします。  
資料5ページ、平成30年行事予定表を御覧ください。  
平成30年の1年間の総会の開催日、開催場所の予定でございます。  
場所については、流動的でございますが、この日程で開催いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

平成30年の農業委員会における会の開催予定に関しまして何か御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

(「なし」の声あり)

本日の議題は以上ですが、その他何か御意見、御質問はございませんか。小野委員、どうぞ。

**小野(春)委員**

農地中間管理機構についてお聞かせください。担当地区については、聞いていけばわかりますが、新居浜市全体において、どのような問題が発生してどのように解決した、達成したという状況報告をやって頂けたらと思います。以上です。

**藤田会長**

農地中間管理機構につきましては、新居浜市では0です。こちらは農用地という限定がありまして、新居浜市では大生院の

銀杏の木辺り、広く固まっている農地で荷内地区、宇高、新須賀等にしかございません。該当する農地が限られておりますので、新居浜市では今の所実績がございません。

**小野（春）委員** 各地区において、耕作放棄地の状況をチェックしていると思いますが、これだけ農業に従事している方が減っている中で健全な農地にするためには、農地中間管理機構を有効に利用するのも一つの手ではないかと思いました。

**藤田会長** 今回の改正によって、農業委員と農地利用最適化推進委員というように変わりました。新しく設けられました、農地利用最適化推進委員につきましては、耕作放棄地が増えてきている現状を見て、農地利用の最適化に向けて取り組んでほしいという制度でございます。農業委員、農地利用最適化推進委員、力を合わせて小野（春）委員のおっしゃられていたような耕作放棄地解消だけでなく、耕作している農地にするために御尽力いただきたいと思います。他にございませんか。宇野委員、どうぞ。

**宇野委員** 船木の久保、上原は、土地改良区のあるので、スプリンクラーをつけたのですが、国の補助を借りてやったそうです。このような国の補助を借りて、スプリンクラーを設置した農地は売ることが出来ないと聞いたことがあるのですが、実際の所はどうなのでしょう。高齢化や死亡により、耕作放棄地になってしまっている所でも、売買することによって解消する場合がありますので、お聞かせください。

**藤田会長** 船木には第1種農地がありますので、第1種農地は原則転用不許可です。農振農用地の事もありますが、一番わかるのは担当課の農林水産課になるかと思います。

**山口委員** 施設の問題ではなく、地区の問題ではないでしょうか。先ほども会長がおっしゃられたように、第1種農地ですので、原則転用不許可という地区だと思います。

**藤田会長** 他にございませんか。伊藤委員、どうぞ。

**伊藤委員** 空いている農家と農地をセットで買いたいという方がいらっしゃるのですが、そのような場合も買い手の方が3反以上農地をもっていないといけないのでしょうか。

**藤田会長**            そうです。新居浜市での下限面積である3反をもっていないと農地を取得することが出来ません。利用権設定でも構いませんので、3反必要です。

**伊藤委員**            移住希望の方で、家と農地を買いたいそうです。合計で3反になれば、その農地が取得できますよね。

**藤田会長**            その場合だと問題ありません。合計で3反になれば、農地を取得することができます。

**曾我部委員**        年に何件か、自分の家や農地の隣接地を取得したいという目的で申請しているのではないかという案件があります。そういう時、地元の農業委員はどのように判断しているのでしょうか。

**藤田会長**            先ほどの3反要件を満たしていれば、申請はできます。ただ、家庭菜園ではなく、農業です。農業で生計を立てるためですので、そのような事も考えながら判断しています。以前、少ない面積の申請が上がった時は、これはおかしいということでお断りしたこともありました。

**曾我部委員**        期間を定めて、その土地は本当に農業に使用されているのかという追跡調査を行ってはどうかと思います。

**藤田会長**            農地部門の審議の時にこういったことが見込まれるのではないかという議論はなかなか難しいのではないと思います。予測の話ではなく、現状の中でのお話でしかありません。他にございますか。松本委員、どうぞ。

**松本委員**            景観作物について質問です。現在、新居浜市内で3か所景観作物をなさっていますが、うちの近所でも年に何回か保全管理をしているだけの場所があります。そういう所に景観作物を植えてみてはどうかと勧めることは出来ないのでしょうか。

**藤田会長**            今、耕作放棄地対策の一環として、川東、船木、中萩の3か所で景観形成作物を作っております。ここから、他に広がっていけばいいなと思い、過去に、各支部等でやってくださいとお願いしたことがあります。予算的に、農業委員会だけでは難しいところですので、関係機関に働きかけて、努力していきたいと思います。他にございますか。

ないようですので、以上をもちまして、第6回新居浜市農業委員会 総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

**藤田会長**

なお、17時15分から隣の鳳凰の間で懇親会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

**○横川次長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員